

仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン

仙台市ひとり親家庭等自立促進計画
(平成27年度～平成31年度)

平成27年3月

仙 台 市

目次

第1章 計画の基本

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 本計画における用語の定義	3

第2章 仙台市におけるひとり親家庭等の現状と課題

1 現状	4
2 課題	11

第3章 計画の基本目標と施策の基本的な方向性

1 計画の基本目標	14
2 施策の基本的な方向性	14

第4章 ひとり親家庭等の自立促進のための施策

1 施策の体系	16
2 施策の内容	17

第5章 計画推進のために

1 関係他分野との連携	31
2 計画の弾力的な運用	31
3 計画の評価	31

参考資料

仙台市ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会設置要綱	32
仙台市ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会 委員名簿	33
仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン(平成27年度～平成31年度)策定経過	34

第1章 計画の基本

1 計画策定の趣旨

本市においては、ひとり親家庭等をめぐる状況を踏まえ、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために、自立を促進するための方向性を示すとともに、施策を総合的かつ計画的に展開するため、平成17年度から平成21年度までを第1期、平成22年度から平成26年度までを第2期として、それぞれ5ヶ年計画の「仙台市母子家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の支援を実施してきました。

平成26年度までの前計画においては、「ひとり親家庭等が自立し安心して暮らすことができる社会」を基本目標とし、「相談機能の強化と情報提供の充実」「子育て・生活支援の推進」「就業支援の充実」「養育費確保支援の充実」「経済的支援の推進」という5つの施策の基本的な方向性のもと、施策を展開してきました。この計画に基づき、父子家庭への各種支援策の拡大や子どもへの家庭学習支援や居場所づくり等を行う学習サポート事業など新たな事業展開を図ってきたところで

一方で、この間、非正規雇用の拡大など不安定な雇用状況や厳しい経済情勢の中、ひとり親世帯等の貧困率は、大きな改善が見られませんでした。また、平成23年3月11日の東日本大震災により遺児・孤児となった被災児童を養育する家庭や大きく被災したひとり親家庭等への支援も必要となりました。

この度、現計画期間が終了するにあたり、ひとり親家庭等に対する生活実態調査や、関係する支援団体等のヒアリング調査等を行い、市内におけるひとり親家庭等の現状と課題を把握するとともに、前計画の評価及び国の動向も踏まえて、新たな計画(計画名称を「仙台市ひとり親家庭等自立促進計画」に改称)を策定するものです。

2 計画の位置づけ

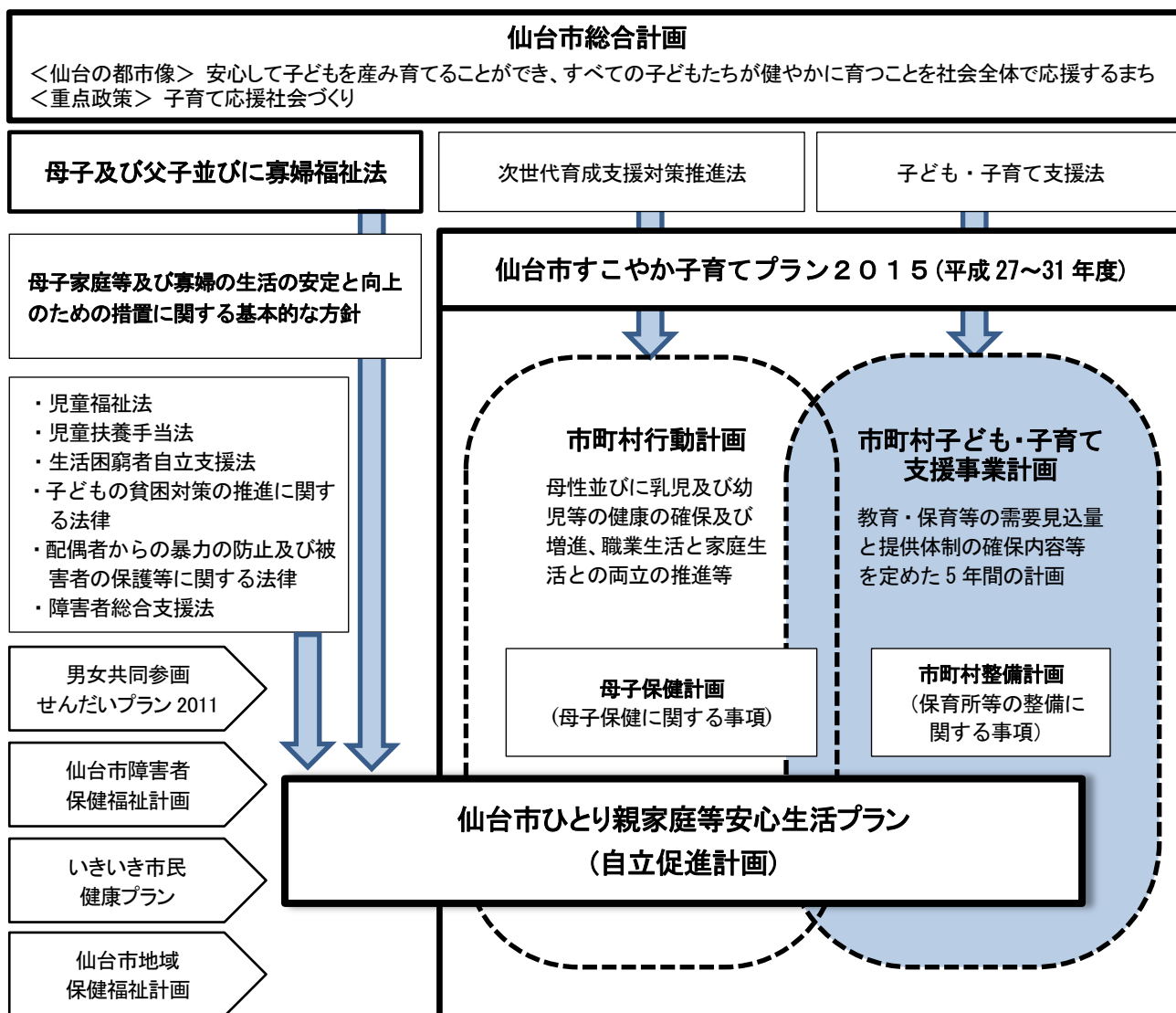
(1) 法律上の位置づけ

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第12条に規定する自立促進計画として、同法第11条に基づき厚生労働大臣が定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(平成20年厚生労働省告示第248号)に基づくとともに、関連する他の法令の規定とも整合を図りながら策定します。

(2) 本市の他計画等との位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「前期・市町村行動計画」として平成27年3月に策定された「仙台市すこやか子育てプラン2015」を上位計画とし、関連する他の計画とも整合性を図りながら策定します。

【計画の位置づけ】（イメージ図）



3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度を初年度とし平成31年度までの5年間とします。

4 本計画における用語の定義

用語	本計画における用語の定義
母子家庭	現に20歳未満の児童を扶養している配偶者のない(※注1)女子と、その児童からなる家庭(母子以外に同居の親族等がある場合を含む。)
父子家庭	現に20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子と、その児童からなる家庭(父子以外に同居の親族等がある場合を含む。)
寡婦	かつて母子家庭の母であって、その児童が全員20歳に達し、現在も配偶者のない状態にある方
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	母子家庭、父子家庭及び寡婦(母子家庭または父子家庭に準じる状況にある家庭を含む)(※注2)
母子家庭等	
ひとり親	母子家庭の母及び父子家庭の父
ひとり親等	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦(母子家庭の母または父子家庭の父に準じる状況にある者を含む)
母子家庭の母等	
母子世帯、父子世帯	統計に係る記述で使用する用語で、定義は、母子家庭、父子家庭と同義

(※注1)「配偶者のない」とは次の状態にあることをいいます。なお、「配偶者」には、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

- ① 配偶者と死別し、現に婚姻をしていない
- ② 配偶者と離別し、現に婚姻をしていない
- ③ 事故等により配偶者の生死が1年以上明らかでない
- ④ 家出、蒸発等により配偶者から引続き1年以上遺棄されている
- ⑤ 配偶者が海外にいるため1年以上その扶養を受けることができない
- ⑥ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている
- ⑦ 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されている
- ⑧ 婚姻によらないで母または父となり、現に婚姻をしていない

(※注2)「母子家庭または父子家庭に準じる状況にある家庭」とは、次のような家庭などをいいます。

- 例)
- ・父母のない児童とその児童を養育している祖父母等の養育者からなる家庭
 - ・配偶者の暴力により子を連れて家を出ているなど、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない母または父とその児童からなる家庭

第2章 仙台市におけるひとり親家庭等の現状と課題

本章では、下記の調査結果、関係資料等を参考に、ひとり親家庭等の現状の分析と課題の抽出を行っています。

- ・仙台市ひとり親家庭生活実態調査（平成25年12月実施、平成26年7月調査報告書発行）
- ・仙台市内ひとり親家庭等支援関連団体へのヒアリング調査（平成26年10月実施）
- ・仙台市ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会委員意見（平成26年7月～平成27年3月）
- ・宮城県ひとり親世帯等実態調査（平成25年9月実施）

※用語について

以下、統計に関する部分については、母子家庭を「母子世帯」、父子家庭を「父子世帯」と表記しています。

1 現状

(1) 世帯数の状況

(参考)
ひとり親とその
子の他に世帯員
がいる世帯数

ひとり親と子どもだけの世帯数の推移（国勢調査より）

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年
総数	母子世帯数	4,342	4,792	5,732	6,155	8,555
	父子世帯	548	575	597	551	1,259
死別	母子世帯数	690	611	594	532	
	父子世帯	173	190	156	132	
離別	母子世帯数	3,389	3,825	4,602	4,961	
	父子世帯	371	381	430	397	
未婚	母子世帯数	263	356	536	662	
	父子世帯	4	4	11	22	

[出典]:平成7年・平成12年・平成17年・平成22年「国勢調査」仙台市
(各年度10月1日時点の数値)

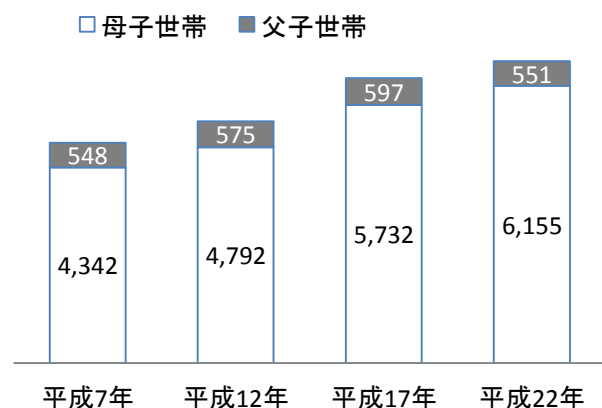
未婚・死別又は離別の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

(※祖父母等、母子・父子以外の家族が同居している場合を含まない。)

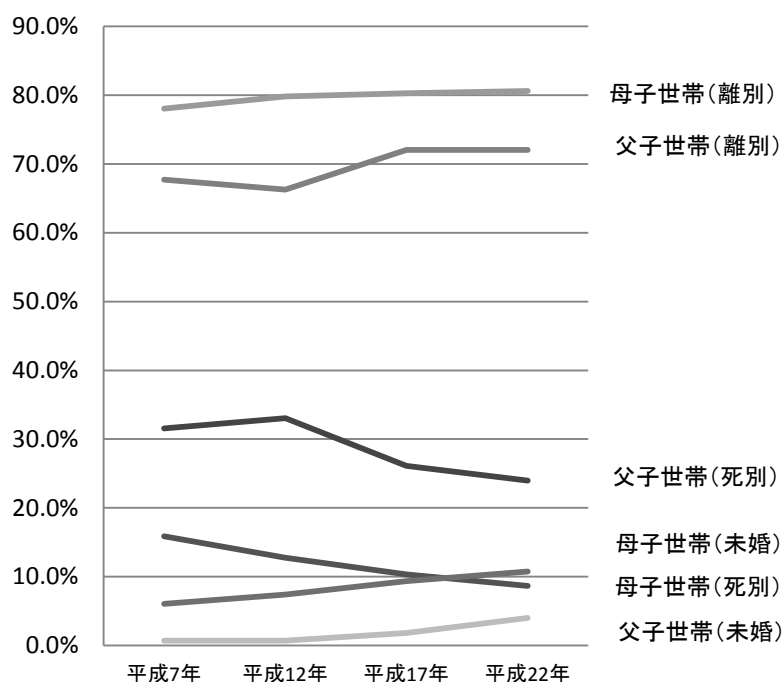
ひとり親と子どもだけの世帯数は、母子世帯で増加傾向、父子世帯については、ほぼ横ばいとなっています（国勢調査より）。

（平成23年3月に発生した東日本大震災以後は、人口と世帯構成が流動的な状態にあると推測されています。平成27年3月時点で、ひとり親家庭の実数は把握されていません。次回の国勢調査は、平成27年に実施される予定です。）

ひとり親と子どもだけの世帯数の推移



ひとり親家庭となった理由



前ページの国勢調査のデータから、ひとり親となった理由については、母子世帯、父子世帯ともに「離別」が最も多く、また父子世帯では「死別」の割合も高くなっています。

一方で、「未婚」の割合が増加しており、母子世帯では、平成22年に「未婚」が「死別」を上回りました。この点については、平成23年度全国母子世帯等調査においても、同様の傾向が見られます。

児童扶養手当受給者数の推移

(単位：人)

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
母	7,599	7,844	8,078	8,137	8,020
父	0	309	363	377	360
養育者	27	28	26	31	21
合計	7,626	8,181	8,467	8,545	8,401

※各年度末現在の数値

※H22年8月から父子家庭に支給対象が拡大された

※「養育者」は、父母のいずれにも養育されない児童を養育している祖父母等

低所得のひとり親家庭に支給される児童扶養手当の受給者数は、平成22年8月に父子家庭に支給対象が拡大されたことなどにより増加していましたが、ここ数年は、横ばい状態になっています。

(児童扶養手当の受給対象には、ひとり親と子どものほかに同居の親族がいる家庭等も含まれます。なお、平成22年国勢調査の同居の親族がいるひとり親の世帯数(母子8,555世帯、父子1,259世帯)を基に推計すると、母子世帯で9割以上、父子世帯で約3割のひとり親家庭が児童扶養手当を受給していることが分かります。)

[資料：仙台市子育て支援課]

(2) 所得の状況

平成 24 年の年間労働収入が 200 万円未満の世帯の割合

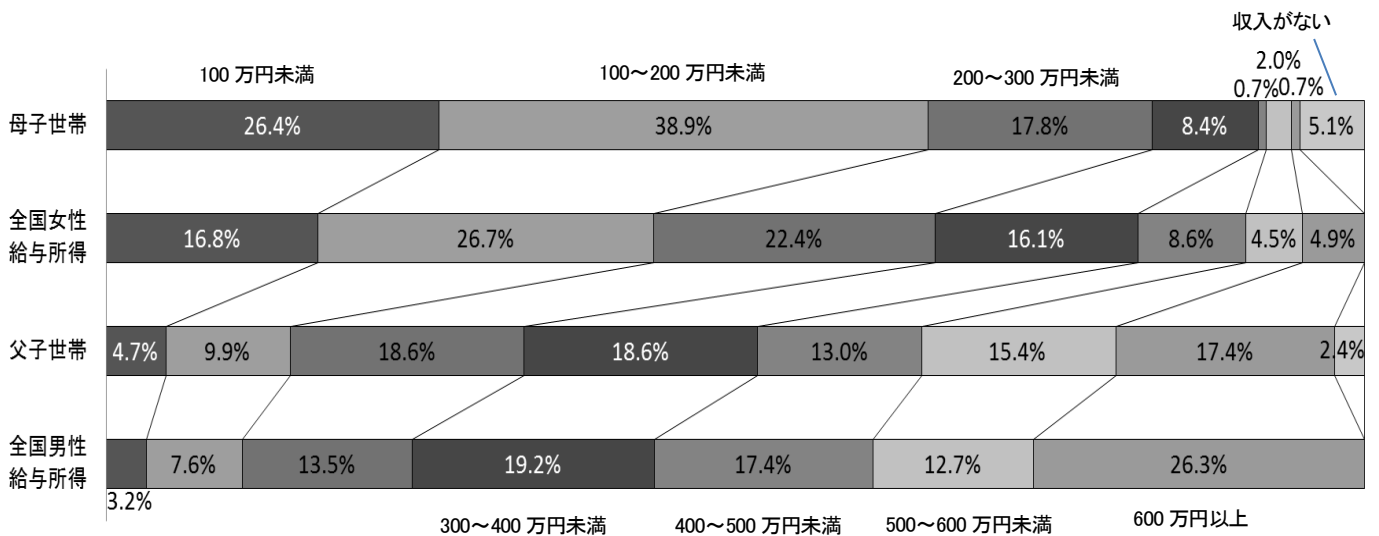
[出典]

父子世帯 平成 24 年 年間労働収入	14.6%
母子世帯 平成 24 年 年間労働収入	65.3%
(参考)全国 平成 24 年 男性給与所得者年間給与額	10.8%
(参考)全国 平成 24 年 女性給与所得者年間給与額	43.5%

仙台市ひとり親家庭生活実態調査

民間給与実態統計調査(国税庁)

平成24年 年間労働収入



平成 24 年の年間労働収入では、「200 万円未満」の世帯が、父子世帯で 14.6%、母子世帯では 65.3% に上り、全国の給与所得者の分布と比較すると、それぞれ 3.8 ポイント、21.8 ポイント多くなっています。

[資料：仙台市ひとり親家庭生活実態調査、民間給与実態統計調査(国税庁)]

(参考) ○平成 24 年の全国の状況 [出典：国民生活基礎調査(厚生労働省)]

- この統計における貧困とされる年収： 年収 122 万円以下
- 世帯当たりの平均稼働所得： 全世帯 396.7 万円、児童のいる世帯 603.0 万円

○子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率： 54.6% [出典：平成 25 年国民生活基礎調査]

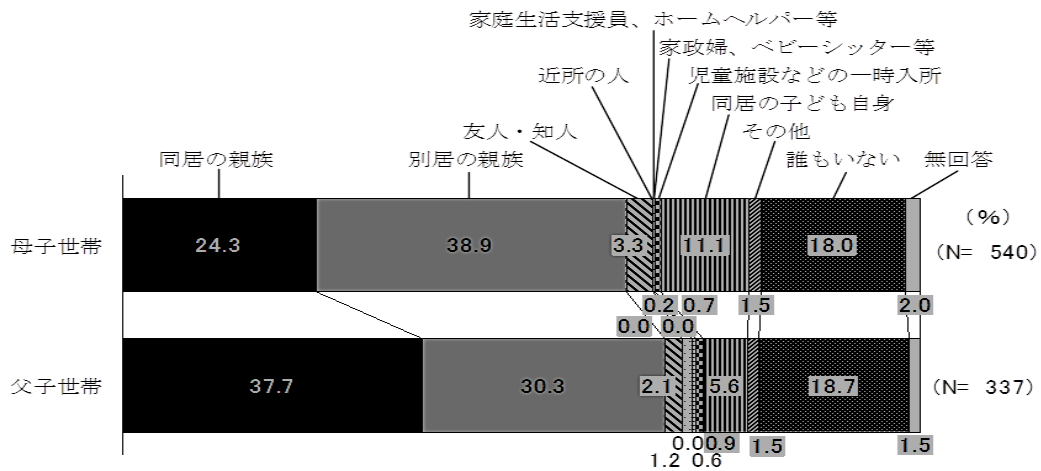
○非正規労働者の割合： H12 年：26.0% H25：36.7% [資料：厚生労働省]

○生活保護受給の母子世帯の約 41%の世帯主の出身世帯も生活保護受給世帯

[出典：厚生労働省資料 関西国際大学道中隆教授による平成 19 年度の調査研究結果]

(3) 子育ての状況

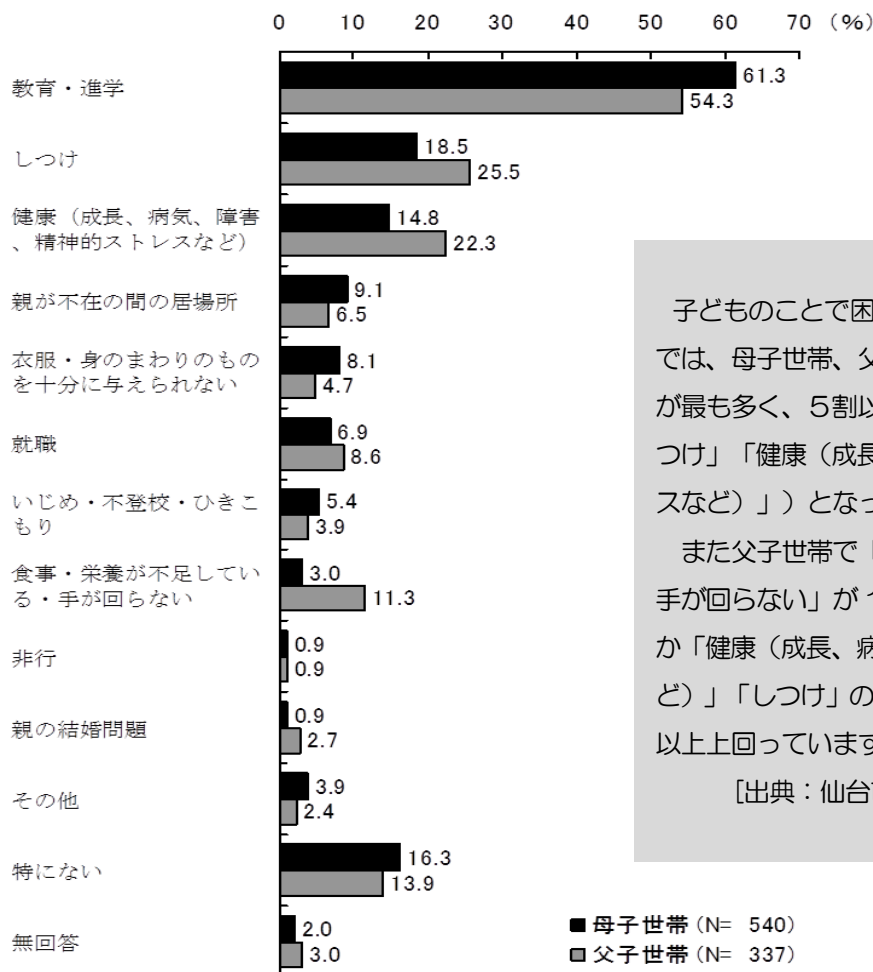
親が病気のときに子どもの世話を頼むところ



親が病気のときに世話を頼むところについては、母子世帯では、「別居の親族」、父子世帯では、「同居の親族」が最も多くなっていますが、「誰もいない」が、母子世帯、父子世帯ともに約2割となっています。

[出典：仙台市ひとり親家庭生活実態調査]

子どものことで困っていること悩んでいること



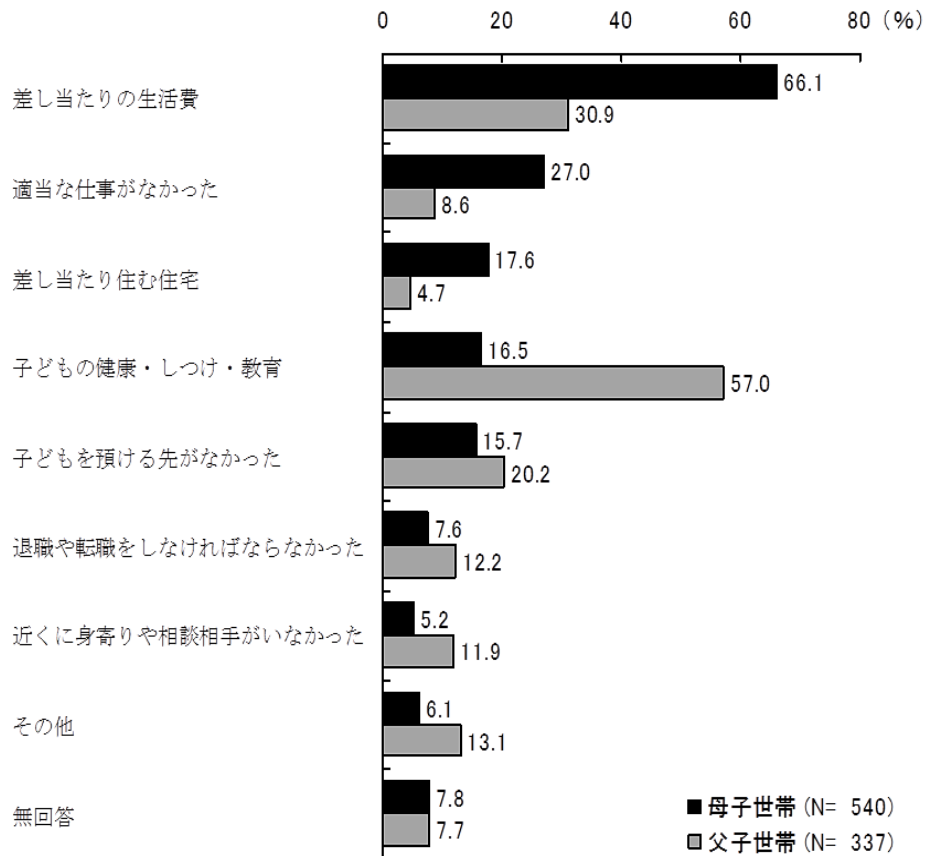
子どものことで困っていること悩んでいることでは、母子世帯、父子世帯ともに「教育・進学」が最も多く、5割以上となっており、以下、「しつけ」「健康（成長、病気、障害、精神的ストレスなど）」となっています。

また父子世帯で「食事・栄養が不足している・手が回らない」が11.3%となっており、そのほか「健康（成長、病気、障害、精神的ストレスなど）」「しつけ」の項目で母子世帯を5ポイント以上上回っています。

[出典：仙台市ひとり親家庭生活実態調査]

(4) 悩みごと

ひとり親世帯になった当時困ったこと



ひとり親世帯になった当時困ったことについては、母子世帯では「差し当たりの生活費」が最も多く、以下「適当な仕事がなかった」、「差し当たり住む住宅」となっています。

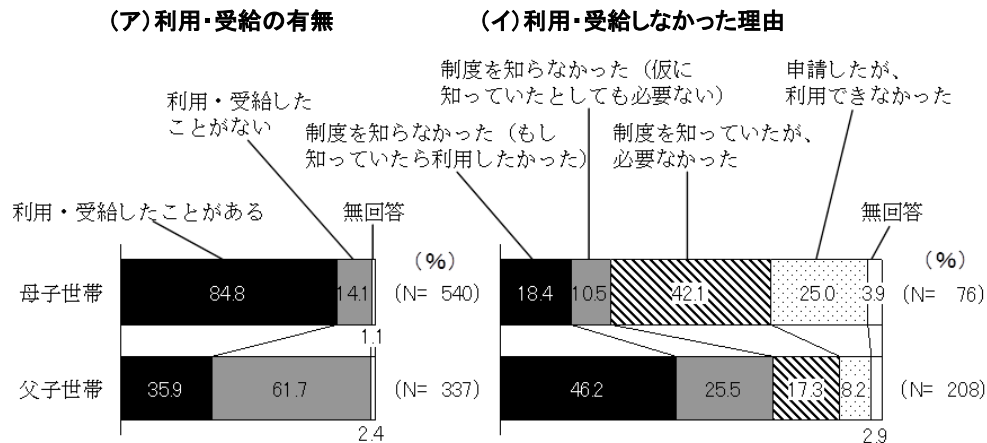
父子世帯では、「子どもの健康・しつけ・教育」が最も多く、以下「差し当たりの生活費」、「子どもを預ける先がなかった」となっています。

特に父子世帯では、「子どもの健康・しつけ・教育」で母子家庭世帯を40.5ポイントと大きく上回っており、その他「近くに身寄りや相談相手がいなかった」や「退職や転職をしなければならなかった」で母子世帯を上回っています。

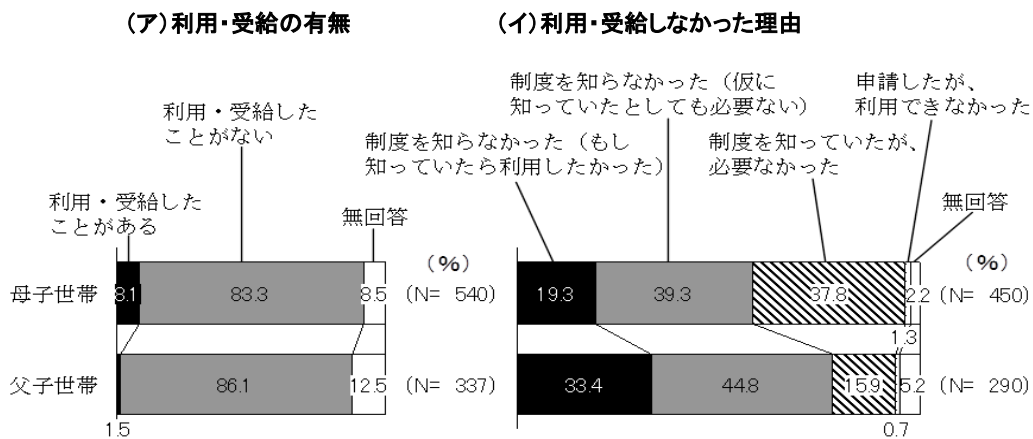
[出典：仙台市ひとり親家庭生活実態調査]

(5) 公的制度の利用等について

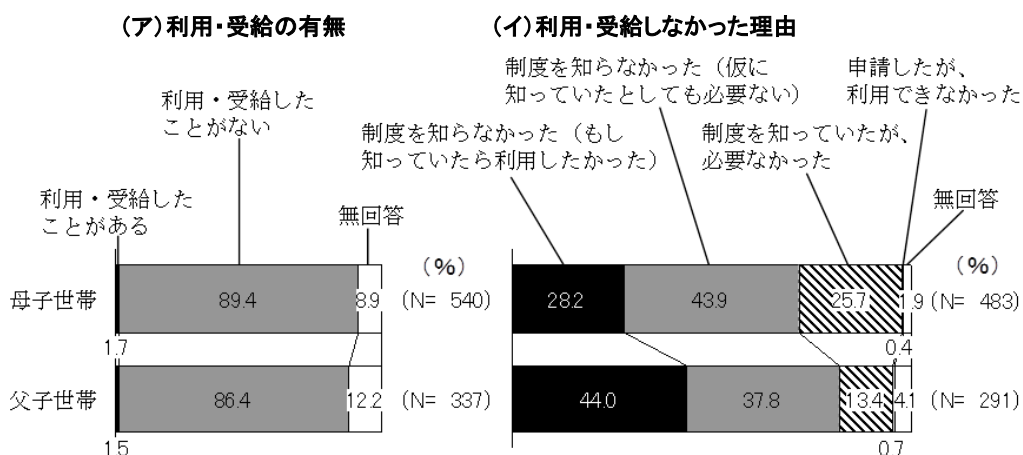
◆母子・父子家庭医療費助成 (ひとり親家庭の親子の医療費の一部を助成する制度)



◆病児・病後児保育 (病気または回復期にあって、まだ保育所や学校に行けない子どもを、日中、小児科医院や保育所併設の施設で保育する事業)



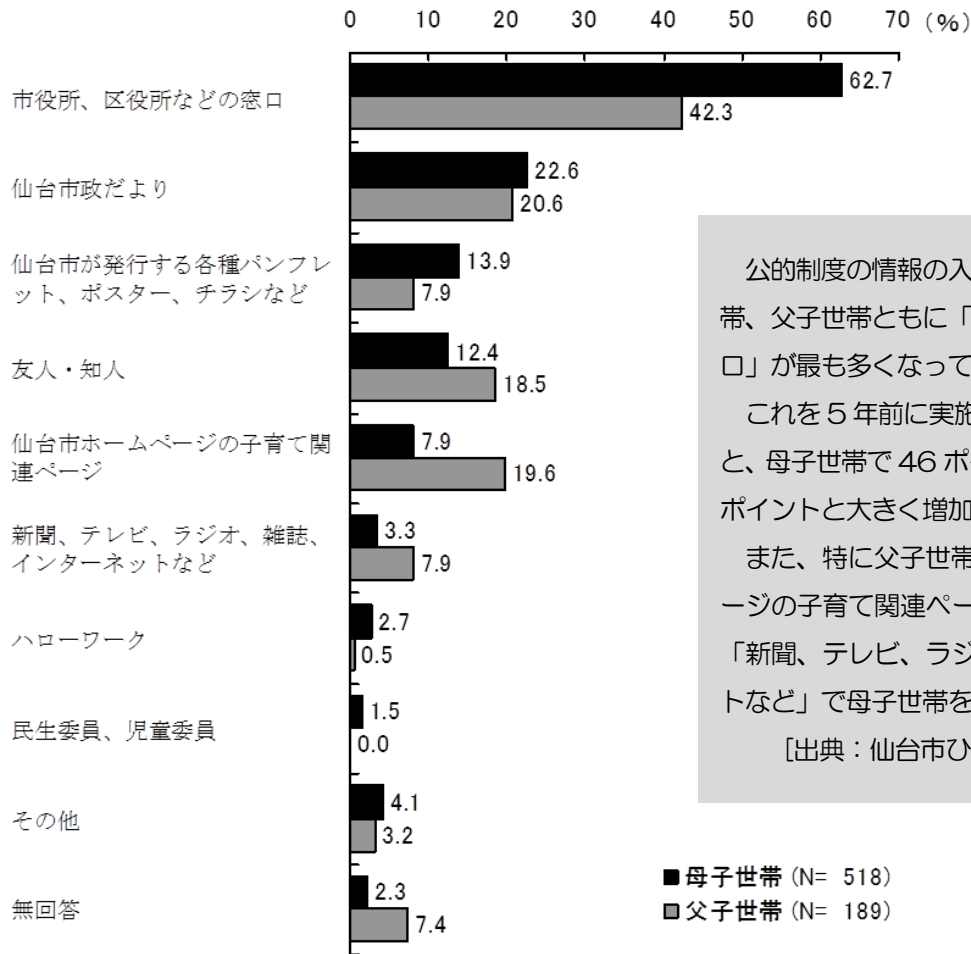
◆ひとり親家庭等日常生活支援(家庭生活支援員派遣)事業 (病気、出張、冠婚葬祭、学校行事等で一時的に家事や育児に困る時、日常生活の世話や保育を行うヘルパーを自宅に派遣する事業)



「母子・父子家庭医療費助成」は、比較的認知度が高く、特に母子世帯に利用されています。「病児・病後児保育」、「家庭生活支援員派遣」では、父子世帯の利用希望が母子世帯に比べて約 15 ポイント高くなっています。

[出典：仙台市ひとり親家庭生活実態調査]

◆公的制度の情報の入手先



公的制度の情報の入手先については、母子世帯、父子世帯ともに「市役所、区役所などの窓口」が最も多くなっています。

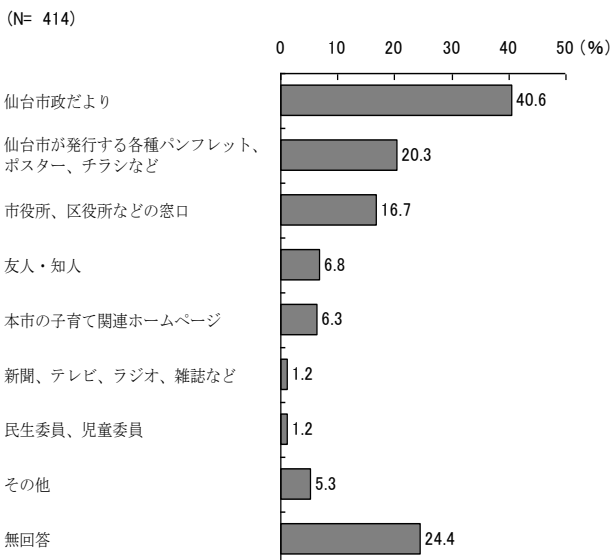
これを5年前に実施した調査時と比較すると、母子世帯で46ポイント、父子世帯で10.3ポイントと大きく増加しています。

また、特に父子世帯では、「仙台市ホームページの子育て関連ページ」や「友人・知人」、「新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットなど」で母子世帯を上回っています。

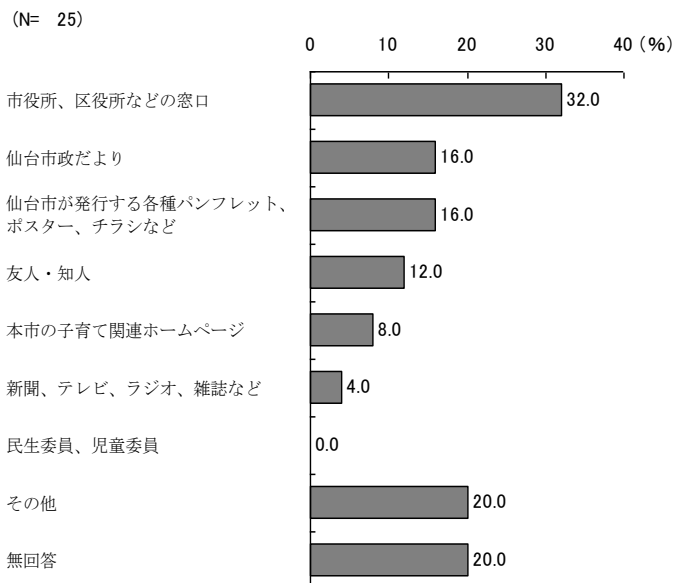
[出典：仙台市ひとり親家庭生活実態調査]

(参考) 平成21年3月実施 仙台市母子家庭等自立促進計画策定のためのアンケート調査より

母子世帯



父子世帯



2 課 題

(1) 公的支援制度等の有効利用の拡大

支援を必要としながら、実際には公的支援を活用できていない人が多いということについては、仙台市ひとり親家庭生活実態調査(*1)でも浮き彫りとなり、また、仙台市ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会での審議の場や支援団体及び施設へのヒアリング調査のなかでも、同様のご意見がありました。

ひとり親の方が支援に関する情報を得る場としては、区役所の窓口が最も多くなっています(10ページ参照)。しかし、相談者が窓口を利用する機会は、ひとり親になったばかりの頃の各種の手続きや年に一度の児童扶養手当の現況届提出時など限られたものとなり、その際に、先々必要となる可能性のあるものなども含め、多岐にわたる情報のすべてを一度に入手することは、難しいものと思われる。

また、前述の協議会やヒアリングでは、区役所や各種支援団体などのどこにもつながらずに孤立しているケースが潜在していることを念頭に置く必要があるとの声もありました。そのようなケースについては、生活困窮等の状況が極度に悪化した段階になって初めて支援者に認知されるという危険性があるため、対応が必要であるとの問題提起がなされています。

各種の支援施策がさらに有効に活用されるためには、従来の情報発信等の方法に加え、関係機関・団体との連携・協力のもと、訪問型、伴走型(*2)等を含めた相談事業の多角化を図るなどの取り組みを進めていく必要があります。

(*1) 参照：調査報告書p93～、p161～「公的制度等の情報の入手方法、利用状況等について」

(*2) 伴走型支援：支援者が対象者に一対一で寄り添い、対象者の生活再建等に向けて行う、福祉サービスへのつなぎ等を含めた総合的かつ継続的な支援

(2) 貧困対策と不安定な家庭環境が子どもに与える影響の軽減

ひとり親家庭、特に母子家庭の就業による収入は、相対的に低くなっていますが(6ページ参照)、非正規雇用の拡大等により、安定した収入を得て経済的に自立することが容易ではなくなっていることが一つの要因であると推測されます。例えば、ひとり親の方が就労支援を受け、国家資格を取得して就業した場合でも、必ずしも正職員として採用されるとは限らず、すぐに児童扶養手当を受給しなくてもよい額の収入を得られるようになるわけではないという現状があります。

支援団体及び施設へのヒアリング調査では、生活困窮が子どもの健全な育ちに影響を及ぼしている実態が把握されました。具体には、栄養不足や学力低下などの直接的な結果として現れるほか、日常生活の正しい習慣を身に付ける、社会的な体験を積む、広い人間関係に触れるなどの機会を得にくくし、子どもの将来にわたる影響が懸念される事例なども見られました。

また、仙台市ひとり親家庭生活実態調査では、「養育費を受けたことがない」という人の割合が、母子家庭で55.1%、父子家庭で90.1%となっています(*3)。子どもには、生活を保障し、成長を支える養育費を受け取る権利があります。「受け取っていない理由」を少しでも多く解消し、ひとり親家庭の子どもが安定した生活を送れるよう、養育費について、社会全体に正しい知識の普及を図っていくことが必要と考えられます。

一方で、市内では、生活困窮の状態にあるひとり親家庭の子どもに対して、支援団体によるフードバンク(*4)や学習支援(*5)の取り組みが広がりを見せています。また、国の「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)では、学校と福祉の連携強化による子どもの貧困対策の推進が謳われました。これらのことから、家庭環境によらず、子どもの健康が守られ、教育の機会が確保されるよう、行政と様々な機関や団体が連携して、今後の取り組みを展開していく必要があります。

(*3) 参照：調査報告書p27～「養育費の状況」

(*4) フードバンク：品質に問題がないにもかかわらず、包装の不良などにより流通に乗らない食品について、企業から寄付を受け、生活困窮者等に提供する活動

(*5) 学習支援：本市においては、家庭学習が難しい家庭環境にある低所得世帯等の子どもに対する宿題や受験勉強などの学習の支援、放課後や夏休みなどの長期休暇中の居場所の提供、職業観・勤労観を育むキャリア教育、保護者への生活相談などを行う取り組みとして実施

(仙台市内においては、東日本大震災を一つのきっかけに、被災児童等を対象にした市民団体等による学習サポートのボランティア活動が広まった。市としても、平成25・26年度に、一部地域においてモデル事業を実施している)

(3) 子どもの育ちを重視した子育て支援

ひとり親家庭における、子育てを優先すると収入が減少し、仕事を優先すると子育てに支障が出るという傾向について、仙台市ひとり親家庭生活実態調査では、前者は母子家庭(パート・アルバイト・無職の割合が高く、収入が少ない)に、後者は父子家庭(収入は比較的確保されているが、悩みとして、子どもに関するしつけ、健康、食事・栄養などが挙げられている)に色濃く表れる結果となっています。

仙台市ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会においても、家事と収入確保の両方を一人で担わなければならないひとり親家庭では、この両極の振れ幅が大きく、生活困窮や子どもの養育が困難となる事態に追い込まれる例もあることが議論されました。仕事か子育てかの二者選択をしなければならない状況を緩和し、親が子どもと過ごせる時間や自分の時間を持てる、調和がとれた生活ができるよう支援を行うことが求められます。

また、ひとり親家庭への子育て支援としては、緊急時に頼ることのできる援助策が重要であり、従前から複数の施策がありますが、仙台市ひとり親家庭生活実態調査(*6)や支援団体及び施設への

ヒアリング調査で、子どもが病気の時などに預かってもらうことについて、多くのニーズがあるとのご意見が寄せられました。子どもの預かりに関する事業について、さらなる充実が求められているところです。

(*6) 参照：調査報告書p181～「自由意見」

(4) 専門的な対応を必要とするケースへの対応

支援団体及び施設へのヒアリング調査では、親の精神疾患や障害（難病等）(*7)などにより、就労や子育てが困難になっているひとり親家庭等の実情について、多くの事例を伺いました。その解決に向けては、専門的な診断や治療を経て長い目で見た自立支援が必要ですが、多くの場合、子育てを優先して親の病気の治療が遅れ、自立支援は大変困難なものになっている状況があることが把握されました。

また、配偶者からの暴力等が原因の一つとなって、ひとり親家庭となった場合には、性急な就労支援や面会交流(*8)が心身の負担となることがあるため、個々の回復の状況に応じて専門知識に基づいたきめ細かな対応を行う必要があるとの声もありました。

さらに、配偶者からの暴力等による離婚、経済的困窮、過労などに、子どもの不登校や引きこもり、病気や障害など、様々な負担が複合的に重なったひとり親家庭では、余裕のない生活の中で、家庭内暴力につながる例なども見られることから、専門機関の間での協力等による慎重な援助が必要であるとのご意見もいただいています。

今後の課題として、ひとり親家庭向けの就労自立支援施策において、精神保健や障害者保健福祉の分野との連携を含めた支援の仕組みをつくっていく必要があると考えられます。

(*7) 難病：平成 25 年 4 月 1 日に「障害者自立支援法」が改正され「障害者総合支援法」となり、障害者の定義に難病等が追加された

(*8) 面会交流：両親が離婚後又は別居中に、一緒に暮らしていない親と子どもが定期的、継続的に交流を保ち、面会等を行うこと

第3章 計画の基本目標と施策の基本的な方向性

1 計画の基本目標

ひとり親家庭等が自立し安心して暮らすことができる社会の実現を目指します

様々な事情によりひとり親家庭等となって、そこに暮らす父や母、そして子どもたちは、時に困難に直面しながらも、懸命に日々の暮らしを営んでいます。

その暮らしが、地域社会での見守りのなか、安心して健やかなものとなるよう、そして、経済的に自立し、それぞれのより良い将来に向かって歩いていけるものとなるように、ひとり親家庭等を支える社会の実現を目指して、包括的な支援を行います。

2 施策の基本的な方向性

(1) 相談と情報提供・支援の仕組みづくり

■支援を必要とする人が適切な支援を受けられる仕組みをつくりまします■

- ① 各種窓口での情報提供方法を工夫するとともに、相談にあたる職員の研修を充実することなどにより、窓口の利用しやすさを向上させ、きめ細やかな自立支援を行えるよう努めます。
- ② 各種関係機関・支援団体等との協力により、従来の情報発信等の方法に加え、訪問型、伴走型等を含めた相談事業の多角化を図るなど、情報提供や支援の方法の幅を広げます。
- ③ ひとり親施策と他分野の施策との連携を深め、支援のネットワークを広げるよう努めます。また、相談者を適切な支援につなげられるよう、ひとり親家庭支援に関係する各種機関・団体が情報共有できる場や機会等を整えます。

(2) 経済的自立支援

■生活困窮への対策を強化します■

- ① 生活困窮からの脱却に向け、計画的で切れ目のない総合的な支援の提供を図ります。
- ② 子どもへの支援として、生活や学習の直接的援助を行うとともに、生活習慣や職業意識等について学ぶ機会をつくるなどの支援を行います。また、離婚に際して養育費の確保に係る情報を提供するなど、経済的に不安定な家庭環境の影響を回避するための仕組みづくりを行います。
- ③ 困難を抱える家庭が段階を踏んで自立に向けて進んでいけるよう、多様な就労の機会に係る情報を収集し、就労支援をより幅広く捉えた自立支援の取り組みを推進します。

(3) 子育て支援・生活支援

■子どもの育ちを最優先に考えます■

- ① 仕事と子育ての調和がとれた生活を保てるよう、子育て支援施策の利用しやすさを向上させます。
- ② 子育てに関する緊急時にも安心して対応できる状況をつくるため、子どもの預かり事業を充実させます。
- ③ ひとり親家庭の生活に少しでも余裕を生み出し、心身の安定を確保できるよう、親、子ども、それぞれの学びやつながりの場づくり等を行います。

(4) 特別な支援を必要とする家庭への支援の強化

■専門的なケアを必要とする親や子どもを適切な支援策へつなぎます■

- ① ひとり親支援の施策の中に、精神保健や障害者保健福祉、ひきこもり、不登校等の対策等の専門分野とのつながりを強化し、課題解決の方策を増やしていきます。
- ② 家庭内での暴力の予防策として、親が子育ての悩みを一人で抱え込まないよう精神的に支えられる仕組みづくりや子どものこころのケアを行う取り組みなどを行います。
- ③ 配偶者からの暴力等によってひとり親家庭となったケースの自立支援にあたっては、精神的回復に配慮した支援を行うよう努めます。

第4章 ひとり親家庭等の自立促進のための施策

1 施策の体系

基本目標

ひとり親家庭等が自立し安心して暮らすことができる社会の実現を目指します

施策の体系

(1) 相談と情報提供・支援の仕組みづくり

- ① 相談窓口の充実
- ② 相談事業の多角化
- ③ 各種機関・団体の連携

(2) 経済的自立支援

- ① 総合的な支援施策の展開
- ② 子どもへの貧困の連鎖の防止
- ③ 就労支援施策の充実

(3) 子育て支援・生活支援

- ① 仕事と生活の調和の実現に向けた子育て支援
- ② 子どもの預かり事業の充実
- ③ 心身の安定を図る学びやつながりの場づくり

(4) 特別な支援を必要とする家庭への支援の強化

- ① 精神保健、障害者保健福祉等の施策との連携
- ② 家庭内暴力等の予防と心のケア
- ③ 配偶者からの暴力等の被害者への支援

2 施策の内容

(1) 相談と情報提供・支援の仕組みづくり

支援を必要とする人が適切な支援を受けられる仕組みをつくります

① 相談窓口の充実

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
子供家庭総合相談 【各区保健福祉センター】	各区保健福祉センターにおいて、家庭相談員（母子・父子自立支援員、家庭児童相談員、婦人相談員）や保健師（母子保健）等が、総合的な枠組みで相談に当たり、必要な制度の利用につなげます。また、複雑な問題を抱えるケースに対応するため、各種分野の関係機関等との連携を強化するとともに、研修などの実施により、相談にあたる職員の援助能力の向上を図ります。	子供未来局
ひとり親家庭等相談支援センター事業	母子家庭相談支援センター及び父子家庭相談支援センターにおいて、ひとり親家庭等の自立に向けた就労、生活等に係る相談及び情報提供を行います。 相談者の必要に応じて、離婚等による精神的な立ち直りに寄り添う傾聴から、具体的な就労に向けた支援まで、きめ細かな自立支援を行います。	子供未来局
ひとり親家庭等特別相談 (ひとり親家庭等相談支援センター事業)	母子家庭相談支援センター及び父子家庭相談支援センターにおいて、離婚、親権、養育費及び面会交流の問題、消費者金融、借金等の経済的問題など、法律その他専門的分野に関する生活上の諸問題にかかる相談に対応し、専門家による助言を行います。	子供未来局
女性相談 【男女共同参画推進センター】	家族や子育て、人間関係、配偶者からの暴力、生き方、こころの問題など、女性からの様々な相談に女性相談員が応じ、女性の自立を側面から援助します。	市民局
ひとり親サポートブックの作成・配布	ひとり親家庭等を対象とした福祉制度の周知、情報提供等を行うため、ひとり親サポートブック「うえるびい」を作成・配布します。 また、「うえるびい」の用途別簡易版リーフレット等を作成し、対象者の必要に応じた制度の案内ができるよう工夫します。	子供未来局
ウェブサイト等による情報発信	仙台市のウェブサイト（パソコン用・携帯用）及び子育て応援サイトで、ひとり親家庭等が利用できるサービスの情報を詳細に掲載するなど、情報発信の充実を図り、支援施策の「見える化」に努めます。	子供未来局

② 相談事業の多角化

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
生活困窮者のための自立相談支援事業	生活困窮者の相談を受け、相談者が抱える問題を整理し、目指すべき目標を設定します。その目標に向けた、生活・就労両面の支援計画を策定し、伴走型の継続支援を行うことで、相談者の自立を支援します。	健康福祉局
母子生活支援施設(※)における支援	入居した母子家庭の母に対し、生活、就労、教育等の各種相談を行い、必要に応じて様々な機関に紹介するなどの自立支援を行います。 子どもに対しては、施設内での保育、病児保育、休日保育、放課後の遊びや学習支援などを行います。 ※18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母、またはこれに準じる事情にある女子が、生活上の様々な問題のため子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に利用できる児童福祉施設。	子供未来局
民生委員児童委員・主任児童委員による相談活動の推進	ひとり親家庭等が抱える悩みについて相談に応じ、利用できる制度、施設等について助言し、問題の解決に努めることにより、地域における福祉の増進を図ります。	健康福祉局

③ 各種機関・団体の連携

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
関係機関へのひとり親家庭等支援情報の提供	ひとり親家庭等の支援に関連する機関・団体等へひとり親サポートブック「うえるびい」、各種事業の案内チラシ等を配付するなどして、ひとり親家庭等への支援施策に係る情報提供を行い、ひとり親家庭等に必要な情報が届くように努めます。	子供未来局
ひとり親家庭等支援関係相談員等研修会(ひとり親家庭等相談支援センター事業)	効果的かつきめ細かな支援体制を確保するため、母子・父子自立支援員、各種相談機関の相談員、その他ひとり親等への支援関係者に対する情報提供や知識の普及、事例研究等による資質向上のための研修会を実施します。	子供未来局
ひとり親家庭等支援関係団体連絡会	ひとり親家庭等の支援に関連する機関・団体等の中で、それぞれの機能が有効に連携されるよう、連絡会等の情報交換の場を設け、必要な情報の共有を図ります。	子供未来局

(2) 経済的自立支援

生活困窮への対策を強化します

① 総合的な支援施策の展開

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
ひとり親家庭等相談支援センター事業	<p>【再掲】 母子家庭相談支援センター及び父子家庭相談支援センター等において、ひとり親家庭等の自立に向けた就労、生活等に係る相談及び情報提供等を行います。</p> <p>相談者の必要に応じて、離婚等による精神的な立ち直りに寄り添う傾聴から、具体的な就労に向けた支援まで、きめ細かな自立支援を行います。</p>	子供未来局
生活困窮者のための自立相談支援事業	<p>【再掲】 生活困窮者の相談を受け、相談者が抱える問題を整理し、目指すべき目標を設定します。その目標に向けた、生活・就労両面の支援計画を策定し、伴走型の継続支援を行うことで、相談者の自立を支援します。</p>	健康福祉局
児童扶養手当支給	ひとり親家庭において育成される児童の心身の健やかな成長と当該家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的として、ひとり親家庭の母または父もしくは父母のない児童の養育者に対し、児童扶養手当を支給します。	子供未来局
児童手当支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、中学校修了前の児童の養育者に対し、児童手当を支給します。	子供未来局
生活保護	<p>憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。</p> <p>生活保護法に基づき、被保護者の必要に応じ、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助（生業や技能修得に必要な給付）、葬祭扶助を適用します。</p>	健康福祉局
母子・父子家庭医療費助成	母子家庭の母とその児童、父子家庭の父とその児童及び父母のいない児童にかかる医療費のうち、保険診療による自己負担分の一部を助成します。	子供未来局
子ども医療費助成	子どもにかかる医療費のうち、保険診療による自己負担分の一部または全部を助成します。	子供未来局
寡婦控除のみなし適用	税法上の寡婦・寡夫控除が適用されない婚姻暦のない母子家庭の母または父子家庭の父について、保育料、市営住宅の家賃等、各種事業の利用料金の算定にあたり、寡婦・寡夫控除を適用したものとみなして取り扱うことにより、対象家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子供未来局

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
幼稚園就園奨励費補助事業	幼児教育の振興と保護者の経済的負担の軽減のため、私立幼稚園等の入園料及び保育料の減免を行います。	子供未来局
病児・病後児保育(※)利用料金の減免	利用者の経済的負担を軽減するため、市民税非課税世帯の病児・病後児保育の利用料金を減免します。 ※病気又は病気の回復期にあり、集団保育が困難な児童で保護者の勤務の都合などのため家族で育児を行うことが困難な児童を対象に、小児科医院や保育所等に付設された施設で保育を行う事業。	子供未来局
保育料の負担軽減	低所得のひとり親世帯に対し、保育料の費用負担を軽減します。	子供未来局
せんだい保育室の保育料負担の軽減	3歳未満児を対象に、世帯所得税額が一定額未満の世帯の保育料負担の軽減を図ります。	子供未来局
幼稚園保育室事業の保育料負担の軽減	保育環境の充実及び幼児教育の振興を図るため、幼稚園併設の一定の基準を満たす認可外保育施設において、3歳未満児を対象とする保育サービスを提供するとともに、世帯所得税額が一定額未満の世帯の保育料負担の軽減を図ります。	子供未来局
母子・父子・寡婦福祉資金貸付	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、就業するために必要な資格取得費用や子どもの学費、就学支度資金など経済的自立の援助と生活意欲の助長を図るため、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供と家計に関する相談を行ったうえで、各種資金の貸付を行います。	子供未来局
生活福祉資金貸付	低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、経済的立ち直りと生活の安定向上のため、資金の貸付と必要な援助及び指導を行います。	健康福祉局
社会福祉資金貸付	低所得世帯に対して、災害・疾病・出産・その他緊急時の出費に必要な資金を貸付します。	健康福祉局
仙台市民間賃貸住宅入居支援制度	家賃の支払い能力はあるものの、保証人がいないことにより民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対して、円滑な入居のため、協力会員（不動産業者）や協力保証会社に関する情報提供を行います。	都市整備局
市営住宅の優先入居	市営住宅入居の定期募集において、母子家庭及び父子家庭を対象に抽選優遇措置を実施します。また定期募集とは別に母子家庭及び父子家庭のみを対象とした入居者募集を実施します。	都市整備局

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
市営住宅家賃の軽減	市営住宅入居者で、収入が著しく低額な世帯や、病気や災害によって家賃負担が困難な世帯を対象に家賃の減免を行います。	都市整備局
母子・父子・寡婦福祉資金貸付(住宅資金・転宅資金)	【一部再掲】ひとり親家庭等に対し、住宅の購入、改築等に係る資金や転宅に必要な資金を貸し付けます。	子供未来局
生活福祉資金貸付(総合支援資金(住宅入居費)・福祉資金(福祉費))	【一部再掲】低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な資金の貸付を行います(住居入居費)。また住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な資金、住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費を貸し付けます(福祉費)。	健康福祉局

② 子どもへの貧困の連鎖の防止

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
低所得世帯の子どものための学習サポート事業	貧困の連鎖を断ち切るとともに、将来を担う人材の育成を推進することを目的として、低所得世帯の子どもの対象にした家庭学習や体験学習等を含めた学習・生活支援、心の安定を図る居場所づくり、保護者への相談事業等を行います。	健康福祉局 子供未来局
ひとり親家庭の子どもの対象とした生活支援講習会	ひとり親家庭の子どもの対象に、健全育成、生活習慣の習得、健康管理などをテーマにした講習を行うとともに、個々の家庭の相談に応じる生活支援講習会を開催します。	子供未来局
ヤングテレホン相談・面接相談・ヤングメール相談 【子供相談支援センター】	青少年や保護者からの悩みや不安について相談を受け、問題の整理や助言を行います。また、相談の内容により必要に応じて専門機関を紹介するなど、青少年に関する相談に幅広く対応します。	子供未来局
児童生徒就学援助費	教育の機会均等を図るため、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に学用品費等の教育費の一部を援助することにより、児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるようにします。	教育局
入学援助金・修学旅行援助金	低所得者の経済的自立と福祉の増進を図るため、被保護世帯や低所得世帯に対し、入学準備経費や修学旅行費を給付します。	健康福祉局
生活福祉資金貸付(教育支援資金)	【一部再掲】低所得世帯等を対象に、高等学校、大学または高等専門学校への入学に際し必要な経費及び就学するのに必要な経費を無利子で貸し付けます。	健康福祉局
高等学校等就学支援金	世帯の所得額に応じて、国公立・私立高等学校等の授業料の支援として、就学支援金を支給(授業料と相殺)します。	教育局

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
高等学校等修学資金借入支援制度	高等学校等修学のため、日本政策金融公庫教育一般貸付（国の教育ローン）を借り入れた方で一定の要件を満たす場合に、在学期間中に支払った利子を補助します。	教育局
母子・父子・寡婦福祉資金貸付（修学資金・就学支度資金）	【一部再掲】ひとり親家庭等に対し、高校、大学等に就学する際に、入学金や授業料などの経費に必要な資金を貸し付けます。	子供未来局
無職少年の就労支援【子供相談支援センター】	中学校卒業後、あるいは高校を卒業または中退後、職に就いていない無職少年からの就労相談に応じるとともに、就労に向けて支援します。	子供未来局
個別就職相談（キャリアコンサルティング）の開催	失業者の再就職や若年求職者の進路相談（就活の進め方、応募書類の添削、面接対策など）、在職者のキャリアや転職に関して専門の就職相談員による個別相談を実施し、就業の促進を図ります。	経済局
母子・父子・寡婦福祉資金貸付（養育費取得のための裁判費用）	【一部再掲】ひとり親家庭となってから7年未満の家庭に対し、その生活の安定を図るため、養育費取得のための裁判費用として必要な資金を貸し付けます。	子供未来局
ひとり親家庭等特別相談（ひとり親家庭等相談支援センター事業）	【一部再掲】母子家庭相談支援センター及び父子家庭相談支援センターにおいて、養育費等の問題にかかる相談に対応し、専門家による助言を行います。	子供未来局
養育費確保に関する広報・啓発の推進	各区保健福祉センター等の窓口において、ひとり親家庭に必要な様々な手続き時などの機会を捉えて、養育費に関する知識や取得の手続き、相談窓口などについて、パンフレットなどを用いた情報提供、啓発活動を推進します。	子供未来局

③ 就労支援施策の充実

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
就業相談・就業情報提供事業（ひとり親家庭相談支援センター事業）	【一部再掲】母子家庭相談支援センター及び父子家庭相談支援センターの相談員が、相談者個別の家庭状況、就業適性、就業経験等に応じた就業相談及び情報提供を行います。	子供未来局
自立支援プログラム策定	母子家庭相談支援センター等において、低所得のひとり親家庭について、生活や子育ての状況、求職活動や職業能力開発の取り組み等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載したプログラムを策定します。当該プログラムに基づく就労支援を行うに当たっては、公共職業安定所との連携により、きめ細かな支援を行います。	子供未来局

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
生活困窮者のための自立相談支援事業	【再掲】生活困窮者の相談を受け、相談者が抱える問題を整理し、目指すべき目標を設定します。その目標に向けた、生活・就労両面の支援計画を策定し、伴走型の継続支援を行うことで、相談者の自立を支援します。	健康福祉局
個別就職相談(キャリアコンサルティング)の開催	【再掲】失業者の再就職や若年求職者の進路相談(就活の進め方、応募書類の添削、面接対策など)、在職者のキャリアや転職に関して専門の就職相談員による個別相談を実施し、就業の促進を図ります。	経済局
仙台市労働相談室	職場や仕事でのトラブルについて、解決へのアドバイスを行います。	市民局
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母または父で雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない方が、パソコン、介護職員初任者研修等の教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部を支給します。	子供未来局
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母または父を対象に、看護師、保育士等、経済的自立に効果的な国家資格等の取得のため養成機関に修業する間の生活費を補助します。また、養成機関への修業終了後に一時金を支給します。	子供未来局
若年求職者就業体験研修(ジョブトライアル事業)	学生を含む18~29歳までの若年求職者等を対象に、市内企業において就業体験研修を行い、雇用のミスマッチ解消と職場の定着率向上を図り、若年者の就業を促進するとともに市内企業へ人材発掘の場を提供します。	経済局
母子家庭等就業支援セミナー(ひとり親家庭等相談支援センター事業)	就労経験の少ない母子家庭の母等を対象に、ビジネスマナーなどの就職、転職に関する基礎的知識の習得と不安の解消を図るためのセミナーを実施します。	子供未来局
母子家庭等就業支援講習会(ひとり親家庭等相談支援センター事業)	母子家庭の母等を対象に、仕事に結びつく可能性の高い能力や資格を習得するための就業支援講習会を開催します。	子供未来局
母子・父子・寡婦福祉資金貸付(事業開始・事業継続・技能習得・修業・就職支度資金)	【一部再掲】ひとり親家庭等に対し、就業・自立に必要な資金を貸し付けます。	子供未来局
「仙台・仕事探しガイドマップ」の作成・配布	仕事探しのための場所及び問い合わせ先をマップで紹介합니다。	市民局

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
「働くみなさんのためのガイドブック」の作成・配布	育児休暇、介護休業制度や勤務時間短縮措置など、男女が仕事と家庭を両立するための環境づくりについての普及・啓発を行います。また、女性の就業継続、再就職の普及・啓発による子育てと仕事の両立を支援します。	市民局
企業向け啓発活動（ひとり親家庭等相談支援センター事業）	企業への訪問活動や市の広報誌等を通じて、ひとり親家庭等の実情や母子家庭の母を雇用した事業主への優遇制度等について啓発活動を行い、ひとり親家庭等の雇用を促進します。	子供未来局

（３）子育て支援・生活支援

子どもの育ちを最優先に考えます

① 仕事と生活の調和の実現に向けた子育て支援

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親等の生活環境の激変、就職活動や疾病、公的行事への参加等の事由により、一時的に日常生活に支障が生じている家庭に対して、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、家事援助や子どもの世話をを行います。	子供未来局
育児ヘルプ家庭訪問事業	子どもの養育について支援が必要な家庭に、訪問による支援を実施することにより、その家庭の子どもの養育の安定を図り、子どもの健全な育成に寄与することを目的として、民間事業者による育児ヘルパーの派遣（有料）と専門指導員の派遣（無料）を行います。	子供未来局
妊産婦・新生児等訪問指導	妊産婦、乳幼児の保護者に対し、妊娠・出産・育児に関する必要な保健指導を行い、母性の健康の保持増進、児童の健全育成を図ります。	子供未来局
父子家庭を対象とした一般生活相談（ひとり親家庭等相談支援センター事業）	父子家庭相談支援センター事業として、父子家庭における子育てと仕事の両立、収入の不足等の家庭生活の問題点を整理し、課題解決に向けた福祉制度の活用方法などの情報提供や助言を行い、各種支援につなげるなどの支援を行います。	子供未来局
教育相談室	児童生徒が地域、学校、家庭で精神的に安定した生活を送り、すこやかに成長できるよう、学校生活における悩みや保護者の養育上の悩み、特別支援教育などについて、電話相談及び来室相談に応じます。	教育局

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
児童相談所における支援	子供に関する家庭その他からの相談に対して、区役所ほかの関係機関との役割分担の中で専門的知識や技術を活かし、援助を行います。	子供未来局
スクールソーシャルワーカー	子どもを取り巻く環境に目を向け、学校だけでは解決しにくい課題に対して、関係機関と連携をとりながら、環境改善に向けた支援に取り組みます。	教育局
子育て何でも相談・子育て何でもメール相談 【子供相談支援センター】	母親等からの子育てに関する悩みや不安についての相談窓口として幅広い相談に対応し、家庭での子育てを支援します。また、相談の内容により、必要に応じて専門機関を紹介します。	子供未来局
ヤングテレホン相談・面接相談・ヤングメール相談 【子供相談支援センター】	【再掲】 青少年や保護者からの悩みや不安について相談を受け、問題の整理や助言を行います。また、相談の内容により必要に応じて専門機関を紹介するなど、青少年に関する相談に幅広く対応します。	子供未来局
母子生活支援施設における支援	【再掲】 入居した母子家庭の母に対し、生活、就労、教育等の各種相談を行い、必要に応じて様々な機関を紹介するなどの自立支援を行ないます。子どもに対しては、施設内での保育、病児保育、休日保育、放課後の遊びや学習支援などを行います。	子供未来局
乳児院・児童養護施設・里親・ファミリーホーム	様々な家庭の事情で長期にわたって子どもを育てられないとき、保護者に代わって子どもの養育をします。	子供未来局
せんだい保育室	子ども・子育て支援新制度に対応するため、認可保育所または小規模保育事業への移行を進めるとともに、当面の間は、認可外保育施設における保育の質の向上、保護者負担の軽減及び保育基盤の確保を図るため事業を継続します。	子供未来局
小規模保育事業	3歳未満児を対象とした保育基盤整備の一環として、地域の多様なスペースを活用しながら、定員6人から19人までの比較的小規模な集団できめ細かな保育サービスを提供する小規模保育事業の設置を計画的に進めるとともに運営を支援します。	子供未来局
家庭的保育事業	3歳未満児を対象とした保育基盤整備の一環として、自宅等の家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育サービスを提供する家庭的保育者の増員を計画的に進めるとともに運営を支援します。	子供未来局
居宅訪問型保育事業	障害、疾病等により集団保育が著しく困難な乳幼児等へ保育サービスを提供する居宅訪問型保育事業の運営を支援します。	子供未来局

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
事業所内保育事業	企業等における仕事と子育ての両立支援を促すとともに、保育環境の向上を図るため、事業所内保育施設の設置運営に関して指導・助言を行い、併せて一定の要件を満たした施設の運営を支援します。	子供未来局
幼稚園保育室事業	保育環境の充実及び幼児教育の振興を図るため、幼稚園併設の一定の基準を満たす認可外保育施設において、3歳未満児を対象とする保育サービスを提供するとともに、世帯所得税額が一定額未満の世帯の保育料負担の軽減を図ります。	子供未来局
休日保育	日曜・祝日等に保護者の就労により、家庭における保育が困難となる児童を対象とした休日保育を実施し、子育て家庭への支援を充実します。	子供未来局
障害児保育	認可保育所において、心身に障害がある児童が健常児とともに育つことを推進するため、保育の必要性があり、集団保育が可能な障害のある児童の受け入れを充実します。	子供未来局
保育所の優先入所	ひとり親世帯の児童が一般の家庭よりも保育所へ入所しやすくなるよう配慮し、子育てや生活の面における支援を行います。	子供未来局

② 子どもの預かり事業の充実

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
子育て支援ショートステイ事業	小学校修了前の児童を養育している保護者が、疾病や育児疲れ等により、その養育が一時的に困難になった場合に、一定期間、施設で児童を保護・養育します。	子供未来局
仙台すくすくサポート事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	仙台すくすくサポート事業事務局が仲介して、育児の援助を受ける利用会員の子どもを育児の援助を行う協力会員が自宅での預かり、保育施設等への送迎、その前後の預かり、病気回復期の預かり等を行う、市民相互の育児援助活動(有償ボランティア活動)を推進します。	子供未来局
病児・病後児保育事業	病気又は病気の回復期にあり、集団保育が困難な児童で保護者の勤務の都合などのため家族で育児を行うことが困難な児童を対象に、小児科医院や保育所等に付設された施設で保育を行います。また、実施施設数の拡大を図ります。	子供未来局

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
放課後児童健全育成事業(児童館児童クラブ等)	昼間就労等により保護者が家庭にいない児童を対象に、放課後等の遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図ります。また、児童館児童クラブ事業については、ニーズに対応するため、平日は、引き続き19時15分まで延長して実施するとともに、段階的に小学6年生までの受け入れを目指します。	子供未来局
子育てふれあいプラザ(のびすく)の乳幼児一時預かり	子育てふれあいプラザ(のびすく)において、買い物やリフレッシュなど、理由を問わない乳幼児(生後6か月から小学校就学前まで)の一時預かりを行います。	子供未来局
保育所の一時預かり	保護者の就労や傷病、看護、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消などにより、家庭における保育が一時・緊急的に困難となる児童に柔軟に対応する保育サービスを実施するとともに、実施する施設数の拡大を図ります。	子供未来局
延長保育	保護者の就労形態の多様化に柔軟に対応した保育を行うため、通常の保育時間(11時間)の前後において延長保育を実施するとともに、2時間以上の延長保育を実施する施設数の拡大を図ります。	子供未来局
幼稚園預かり保育事業	各幼稚園の園児を対象に、保護者の事情で保育を必要とする場合に、幼稚園の教育時間終了後等も幼稚園内で園児を預かる「預かり保育」を実施します。	子供未来局

③ 心身の安定を図る学びやつながりの場づくり

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
低所得世帯の子どものための学習サポート事業	【再掲】 貧困の連鎖を断ち切るとともに、将来を担う人材の育成を推進することを目的として、低所得世帯の子どもの対象にした家庭学習や体験学習等を含めた学習・生活支援、心の安定を図る居場所づくり、保護者への相談事業等を行います。	健康福祉局 子供未来局
子育てふれあいプラザ(のびすく)	親子が気軽に立ち寄り交流できる場や子育て支援に関するさまざまな情報を提供し、保護者の子育てに対する不安や負担の軽減を図るとともに、子育ての楽しさを実感する機会を提供します。今後、若林区への整備を行い、5区すべてにおいて、子育て支援の拠点機能の充実を図ります。	子供未来局
地域子育て支援事業【保育所】	保育所において、地域の子育て家庭が「喜び」と「ゆとり」をもって子育てができるよう、交流の場の提供や交流の促進、子育てに関する相談、援助の実施などを行うとともに、保育士が直接家庭を訪問して子育てに関する相談に応じるなど、子育て家庭への支援を充実します。	子供未来局

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
地域子育て支援事業 【幼稚園・認定こども園】	幼稚園及び認定こども園において、地域の子育て支援機能の充実を目的とし、子育てに関する相談及び情報の提供や、子育て公開講座・講演会等の開催などを行います。	子供未来局
地域子育て支援事業 【児童館・児童センター】	児童館・児童センターにおいて、未就学児と保護者の仲間づくりや遊び場としての交流スペースの開放を行います。	子供未来局
ひとり親家庭を対象とした生活支援講習会	ひとり親家庭を対象に、児童のしつけ・育児、親自身や児童の健康管理など生活に関する講習を行うとともに、個々の家庭の相談に応じる生活支援講習会を実施します。	子供未来局
ひとり親家庭等の自助・支援グループ等に関する情報収集・提供	ひとり親家庭等の課題に応じた自助サークル、支援グループ等について情報の収集や提供に努め、育成・支援を行います。	子供未来局
自助グループへの支援 【男女共同参画推進センター】	男女共同参画の視点で推進センターを利用する自助グループに対し、ミーティング会場の年間予約などの支援を行います。	市民局

(4) 特別な支援を必要とする家庭への支援の強化

専門的なケアを必要とする親や子どもを適切な支援策へつなぎます

① 精神保健、障害者保健福祉等の施策との連携

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
スクールカウンセラー	いじめや不登校、暴力行為など内面のストレスや不満が原因と思われる問題行動の未然防止を図ること、さらには発達障害など、特別な支援を必要とする児童生徒への対応、課題の早期発見、早期解決のため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを学校に配置します。	教育局
発達相談支援センター (アーチル)	発達の遅れや障害特性に起因した育ちや暮らしの困難さなどを主訴とした、各区保健福祉センターや保育所、幼稚園、学校等からの紹介、あるいは本人・家族からの相談希望に対して、本人・家族が望んでいる地域生活の実現のため、他機関と連携しながら、子育てや地域生活などに関する相談支援を行います。	健康福祉局

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
精神保健福祉総合センター(はあとぽーと仙台)	心の健康相談のほか、うつ病のために休職中の方を対象に、復職を目指したリハビリテーションとして、病気を理解し、再発を予防するためのプログラム、体力づくりや集中力を養うためのプログラム等を行います。	健康福祉局
障害者就労支援センター	障害のある方を対象に、就労についての様々な相談に応じます。就労希望者には、就労に向けた準備や求職活動を支援し、企業見学や職場体験実習の調整等を行います。個々人の状況に即した支援を行うため、福祉や医療、学校、生活支援機関や労働関係機関などのさまざまな支援機関との連携を行います。	健康福祉局

② 家庭内暴力等の予防と心のケア

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
児童相談所における支援	困難を抱えた子どもと家族の相談を受け、親子関係の改善に向けた支援を行うとともに、子どもの心理的ケアを行います。	子供未来局
ふれあい広場【子供相談支援センター】	学校に行けない、学校に行っても安らげない、日中の安定した居場所が欲しいなどの青少年が、日常的に通所して活動できる「ふれあい広場」を設置し、相談・支援を行います。	子供未来局
保育所の一時預かり(私的理由による保育サービス)	【一部再掲】保護者の心理的・肉体的な負担を解消するため一時的に子どもの保育が必要となる場合、日中保育所で保育します。	子供未来局
子育てふれあいプラザ(のびすく)の乳幼児一時預かり	【再掲】子育てふれあいプラザ(のびすく)において、買い物やリフレッシュなど、理由を問わない乳幼児(生後6か月から小学校就学前まで)の一時預かりを行います。	子供未来局

③ 配偶者からの暴力等の被害者への支援

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
配偶者暴力相談支援センター事業	「女性への暴力相談電話」、各区保健福祉センター「子供家庭総合相談」及び男女共同参画推進センター「女性相談」において、配偶者等からの暴力の相談に応じ、問題の解決に役立つ情報提供や助言を行います。 緊急時には、安全確保の相談に応じ、保護命令制度について、情報提供や利用支援を行います。 また、その後の生活について、各種行政サービスや福祉制度の利用支援、就業や自立に向けた支援を行います。	市民局 子供未来局

事業名	事業概要及び計画内容	担当局
母子生活支援施設緊急一時保護事業	緊急に保護を要する女子及びその者の監護すべき児童を、一時的に母子生活支援施設において保護し、必要な相談・指導・援護等を行います。	子供未来局
緊急時の配偶者からの暴力被害女性の一時的な安全確保 (配偶者からの暴力被害者緊急宿泊事業)	公的施設による一時保護措置に至るまでの間の配偶者からの暴力被害女性の一時的な安全確保を図ります。	市民局
母子家庭相談支援センターにおける支援	母子家庭相談支援センターにおいて、配偶者からの暴力被害によりひとり親となった女性の自立に向けた就労、生活等に係る相談等を行うにあたり、相談者が置かれた状況に配慮して、精神的な立ち直りに寄り添う傾聴から、具体的な就労に向けた支援まで、相談者の回復に合わせた支援を行います。	子供未来局
配偶者からの暴力被害女性の心理面の回復に向けた講座等の開催	配偶者からの暴力被害女性の心理面の回復に向けた講座等を開催し、自立に向けた支援を行います。	市民局

第5章 計画推進のために

1 関係他分野との連携

ひとり親家庭等への支援は、児童福祉を基本としながら、住宅、雇用、男女共同参画等の問題、社会教育、障害者保健福祉等の分野など、ひとの生活・人生に関わる広い分野に関わることから、各関係機関、NPO等の関係団体、庁内の関係部局等と十分に連携、協力して計画を推進していきます。

2 計画の弾力的な運用

人口動向を始め社会情勢の変動、財政状況、ひとり親家庭等に対する施策の多様化など、ひとり親家庭等を取り巻く状況の変化が想定されることから、新たな施策やニーズ等へ的確に対応し、さらに実行性のある取り組みを進めるために、適宜、ひとり親家庭等支援施策の見直しを行い、計画の効果的かつ弾力的な運用を行います。

3 計画の評価

本計画に掲げた施策については、計画期間内に進捗状況の確認やその評価を行うとともに、改めてひとり親家庭等の実態の把握を行い、関係部局及び関係者からの意見を聴取の上、次期計画を策定していきます。

參考資料

仙台市ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会設置要綱

(平成 16 年 6 月 7 日市長決裁)

(設置)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第12条の規定に基づき、母子家庭、父子家庭及び寡婦(以下「ひとり親家庭等」という。)に対する福祉サービスや自立支援策に係る計画(以下「自立促進計画」という。)を策定するにあたり、有識者等の意見を反映させるため、仙台市ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 仙台市におけるひとり親等の生活の安定と向上のための施策の基本的な方向に関すること
- (2) 仙台市におけるひとり親等の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関すること
- (3) その他ひとり親等自立促進計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、10名以内の委員で組織する。

2 委員は、ひとり親家庭等の当事者団体、支援団体、専門機関その他の関係者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、協議会からの自立促進計画策定のための提言がなされるまでの間とする。

(座長)

第4条 協議会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 座長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、子供未来局子供育成部子育て支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月7日から実施する。

附 則(平成21年6月12日改正)

この改正は、平成21年6月12日から実施する。

附 則(平成22年3月29日改正)

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

附 則(平成26年6月27日改正)

この改正は、平成26年7月1日から実施する。

附 則(平成26年9月30日改正)

この改正は、平成26年10月1日から実施する。

仙台市ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会 委員名簿

役職	氏 名	所属・役職等
	いのうえ あやこ 猪上 綾子	仙台市母子寡婦福祉連合会 青葉区母子部長
	おがさわら あや 小笠原 文	仙台公共職業安定所マザーズハローワーク青葉 就職促進指導官
	きみじま まさし 君島 昌志	東北福祉大学子ども科学部子ども教育学科 准教授
	ぎょうば まいこ 行場 麻衣子	仙台市母子家庭相談支援センター センター長
座長 職務代理	さかくち まりこ 坂口 真理子	弁護士
	ささき あやこ 佐々木 綾子	市民公募委員
	さとう けいし 佐藤 圭司	仙台市父子家庭相談支援センター センター長
座長	すがた けんじ 菅田 賢治	宮城県母子生活支援施設連絡協議会 会長
	だけ さやか 嵩 さやか	東北大学大学院法学研究科 准教授
	むらかみ よしのぶ 村上 吉宣	特定非営利活動法人全国父子家庭支援連絡会 理事

(敬称略 50音順)

仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン（平成27年度～平成31年度）

策定経過

年 月 日	会 議 等
平成25年12月9日 ～12月20日	仙台市ひとり親家庭生活実態調査実施
平成26年7月18日	市議会常任委員会報告 ・仙台市ひとり親家庭等安心生活プランの策定に係る協議会の開催等について (仙台市ひとり親家庭生活実態調査の結果報告を含む)
平成26年7月23日	第1回仙台市ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会 ・協議会の運営について ・ひとり親家庭等安心生活プラン(平成22年度～平成26年度)の実績について ・仙台市ひとり親家庭生活実態調査の結果について ・その他
平成26年9月22日 ～10月23日	関係団体へのヒアリング実施（7施設・団体）
平成26年11月5日	第2回仙台市ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会 ・現状分析の追加資料について ・関係団体ヒアリング等について ・ひとり親家庭等安心生活プラン 基本方針素案について ・その他
平成26年12月12日	市議会常任委員会報告 ・(仮称)仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン中間案について
平成26年12月19日 ～平成27年1月18日	(仮称)ひとり親家庭等安心生活プラン中間案に関するパブリックコメントを実施
平成27年2月3日	第3回仙台市ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会 ・パブリックコメントの結果について ・プランの修正案について ・その他
平成27年3月31日	仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン(平成27年度～平成31年度)策定

仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン
仙台市ひとり親家庭等自立促進計画
(平成27年度～平成31年度)

発行 仙台市子供未来局

〒980-8671

仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

電話 022-214-8202
